## 00-00-000

## 国有林材の安定供給システム協定書(案)

国有林材の安定供給システムによる販売の実施に関し、北海道森林管理局長 〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで下記により協定する。

## 平成〇〇年〇〇月〇〇日

- 甲 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番 北海道森林管理局長 O O O
- 乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇〇〇〇(株)代表取締役〇 〇 〇 〇

記

- 第1条 甲乙双方は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。
- 第2条 甲は、この協定に基づく林産物の販売計画を別記のとおり定めるとともに、当該林産 物の安定供給に努めるものとする。
- 第3条 乙は、前条の計画に基づき供給される林産物の購入に努めるとともに、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。
- 第4条 乙は、甲に対し、企画提案書に記載した取組の実施状況について報告を行うものとする。
- 第5条 林産物の販売は、森林管理署長又は森林管理署支署長と乙との売買契約に基づき行う ものとする。
- 第6条 乙は、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。
- 第7条 甲は、乙が前条の規定に反していた場合にはこの協定を解除することができるものと する。

- 第8条 甲乙双方は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。
- 第9条 この協定の特約条件として、次のことを定める。
- (1) 甲は、第7条の規定によるほか、乙が協定期間中に「国有林材の安定供給システムによる販売(製品販売)」の実施に係る公募公告に定めるシステム販売の対象となる需要者の要件を失ったときは、この協定を解除することができるものとする。
- (2) 第7条又は上記の(1) に基づき協定を解除した場合、乙は、その解除によって生じる 損害賠償の請求を行わないものとする。
- (3) 甲は、協定締結後に乙が企画提案書に記載した取組の概要並びに協定した単価及び協定 数量を、原則公表するものとする。
- (4)協定した単価は、市場価格と大幅な差が生ずる場合に変更することができるものとする。
- (5) 甲は、この協定に基づき販売する林産物が、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものであることを証明するものとする。
- (6) 乙は、合法性・持続可能性を確保した木材から生産された木材・木材製品であることを製品の需用者にPRするよう努めるものとする。
- 第10条 販売予定数量に対して販売数量が2割以上の過不足が見込まれる場合は、甲乙双方 で協議してその取り扱いを決めるものとする。
- 第11条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記協定の証として、本協定書を2部作成し、甲乙各1通を保有する。

別記

## 林産物の販売計画

物件	樹材種	販売予定森林	販売予定
番号		管理署(支署)	数量(㎡)
0-0			